

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) ご担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部海外留学支援課

平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)
不採択(追加採択対象)プログラムの取扱いについて

「平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請プログラムの採否結果について(通知)」(平成28年1月29日付学支海留第591号)において、今回「不採択(追加採択対象)」の結果となったプログラムについては、採択プログラムの辞退や奨学金支給対象者の減少等により予算に余裕が見込まれた際に、順次、繰上げ採用(追加採択)を行うことを予定しています。

なお、追加採択は予算の執行状況に応じて行うため、繰り上げ時期は未定となりますので、予めご了承ください。

記

(1) 不採択(追加採択対象)プログラムの追加採択支援希望の有無及び支援希望人数等の確認

同封いたします「平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)(双方向協定型、短期研修・研究型)採否一覧」により、本機構より各大学等に対し、プログラム毎のおおよその登録順位(5区分:A~E)をお知らせします。その後、予算上、追加採択が可能となった時点で、順次、追加採択支援希望の有無及び支援希望人数等の確認についてのご案内を行う予定です。

また、追加採択の進行状況については、以下のホームページ上で公開し、随時更新する予定です。ホームページ上で公開する情報以外の内容についてのお問い合わせ等は、原則お受けできませんので、予めご了承ください。

URL : http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_a/short_term_h/2016.html (協定派遣)
http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/short_term/2016.html (協定受入)

(2) その他留意点

- ①追加採択の連絡を受けた時点において既に終了しているプログラムについては、支援の対象外となります。
- ②独自にプログラムを開始し、追加採択の連絡を受けた時点において、引き続き実施されているプログラムについては、追加採択プログラムとしての採択決定以降に奨学金支給対象者の登録手続きを行うことができます。なお、登録の時期によっては、本機構から大学等への奨学金の送金が当該月以降となる場合がありますので、予めご了承ください。
- ③追加採択プログラムとして採択されたプログラムにおいて、既に派遣または受入れを開始している者については、大学等における本制度の奨学金支給対象者としての資格及び要件を満たしていることの確認並びに在籍確認を受けた上で、登録完了日以降に奨学金の支給を受けることが可能です。ただし、採択決定前に遡っての支援は行いません。なお、奨学金の支給後、当該学生が本制度の奨学金支給対象者としての資格及び要件を満たしていないことが判明した場合は、支給済みの奨学金を返納していただきます。

本件に関する照会先:

独立行政法人日本学生支援機構 海外留学支援課 協定派遣・協定受入担当
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

TEL 03-5520-6014 FAX 03-5520-6015

E-mail haken-t@jasso.go.jp (協定派遣)

ukeire-t@jasso.go.jp (協定受入)